

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

記

処 分 事 項

羽曳野市 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備事業に係るネットワーク機器の取得の変更

- 1 取得価格の変更 「132,532,400 円」を「137,693,996 円」に変更する。

羽曳野市GIGAスクール校内通信ネットワーク整備事業に係るネットワーク機器 購入  
の増減事項

主な増項目

	名称	当初数量	変更数量	当初金額	変更金額	差額
1	光ケーブル接続モジュール	8	28	660,000	2,310,000	1,650,000
2	無線アクセスポイント	656	722	40,019,936	44,046,332	4,026,396
3	無線AP用ガード	19	20	250,800	264,000	13,200
	増項目購入費計			40,930,736	46,620,332	5,689,596

主な減項目

1	電源保管庫	247	244	43,472,000	42,944,000	-528,000
	減項目購入費計			43,472,000	42,944,000	-528,000

増項目購入費+減項目購入費計=5,161,596

